

立川市幸児童館指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市幸児童館指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

立川市幸児童館

立川市幸町 2 丁目 19 番地の 1

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで